

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際の平和と安定に対する取組		評価方式	総合	番号	7
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,658,387	1,690,547	1,901,686	1,771,297		
	<1,205,993>	<1,228,054>	及び1,057,163の内数	及び1,064,431の内数		
（ 補 正 後 ）	1,656,119	1,690,547				
	<1,205,993>	<1,228,054>				
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	43,202	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	1,699,321	1,690,547				
	<1,205,993>	<1,228,054>				
支出済歳出額（千円）	1,655,138	1,616,627				
	<1,205,993>	<1,228,052>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	44,183	73,920				
	<0>	<2>				

達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	達成すべき目標： ○有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること。 ○アジア太平洋地域の安定の確保 ○自国の安全保障及び国際社会の平和と安定に貢献するという見地から、テロの撲滅・防止のため、各国と協力体制を構築・強化し、国際テロ対策に貢献すること。 ○国際の平和と安定に一層貢献すべく、国際平和協力法に基づく要員派遣及び物資協力を一層推進する。また、平和構築分野の人材育成を一層強化するとともに、国際の平和と安定に係る国連PKO等への文民派遣を拡充する。 ○海上の安全を確保すること。 ○安保理改革を始めとする国連改革の進展に貢献し、我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国際機関の実現に貢献することを目標とする。また、国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、より多くの邦人職員が国際機関における意思決定プロセスへ参画することを促進する。 ○国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進。 ○大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること。 ○我が国及び全世界の科学技術水準の向上を図るとともに、地球規模課題の解決に貢献すること。 ○原子力の平和的利用のための国際協力の推進。 目標の達成度合いの測定方法： ○時宜を得た課題に関する委託調査や研究会の実施など、国内外の有識者との積極的な連携強化、外交青書の作成などを通じた外交政策の積極的な対外発信の実施等の状況を基に、目標の達成度合いを測定する。 ○可能な限り多くのARF関連会合及び二国間の安全保障対話を実施し、民間レベル（トラック2）の枠組みに積極的に参加する。 ○国連、G8、ASEM等国际枠組みへの参加及び二国間テロ協議の実施状況等を基準として測定。 ○国際平和協力法に基づく要員派遣、物資協力の実施状況や平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績などを通じ、目標達成状況を評価する。 ○可能な限り多くの海上安全保障に係る国際会議及び他国との協議に参加する。 ○安保理改革を始めとする国連改革についてはその進展をもとに、邦人職員増強については、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国际機関に勤務する邦人職員数をもとに達成度を測定する。 ○①国連の各種人権フォーラムにおける議論への積極的な参加や二国間の人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進、②社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国際協力への積極的参加、③主要人権条約の履行、④難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応するための各種支援・保護、第三国定住による難民の受入れ等。 ○軍縮・不拡散体制の強化に対する我が国の貢献が達成度合いの測定方法となる。 ○科学技術・宇宙分野における二国間及び多国間協力による我が国の貢献が達成度合いの測定方法となる。 ○IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力の平和的利用の確保・推進への我が国の貢献が達成度合いの測定方法となる。
---	--

政策評価結果を受けて 改善すべき点	○中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、有識者との継続的な連携強化や知見の活用が重要であり、また、対外発信事業についても引き続き積極的に実施していく必要がある。外部機関への財政支援に関する一部の事業については、より効果的な予算執行の観点から縮小する。 ○アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、A R F機能強化、予防外交への取組促進、及びA R F機能改善のための貢献等を引き続き適切に実施する。また、各国との継続的な安全保障対話や、民間レベル（トラック2）の枠組みを通じ安全保障分野における協力関係を引き続き進展させる。 ○テロ対策は複雑で息の長い取組が必要とされるため、継続性を維持しつつも、予算及び人的資源が限られているなか柔軟で多面的アプローチにより取組を発展させる。 ○国際平和協力に関する活動の全般については、予算及び人的資源が限られる中、我が国の政策の分析やネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視することで、低コストで成果を出してきており、引き続き、効率的な施策の実施を目指す。 ○海洋国家・貿易国家である我が国にとって重要な課題である海上の安全の確保のためには、他省庁、民間企業や有識者等とも連携強化が重要であり、諸外国とも協力しながら、二国間及び国際機関を通じた施策や支援を引き続き効果的に実施していく。 ○引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続し、我が国は改革の実現に向け議論を主導していく。また適切な研究・諮問・啓発・広報活動により我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。 ○近年、国際社会における「人権の主流化」の動きが加速化している中で、我が国の国際社会での役割、信頼性を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するためにも、引き続き、国連の各種人権フォーラム等の議論への積極的な参加や人権条約の履行等を行うほか、国際貢献及び人道支援の観点から条約難民等への支援や第三国定住の取組を推進する。 ○唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を着実に進めていくことは、我が国を含む国際社会の平和と安全の維持という形で、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。特に、「核兵器のない世界」に向けた国際的な機運の高まりを見せる今日においては、時機に後れず核軍縮・不拡散の取組を積極的に推進していくべきである。
------------------------------	--

評価結果の予算要求等 への反映状況	○評価結果を踏まえ、委託調査、会合の実施を通じた外部有識者や研究機関との連携強化事業を縮小。中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業については引き続き積極的に実施。 ○政策評価結果を踏まえ、大幅な予算増加はない一方で、各種会議への参加出張者人数等を減らすなど、人的投入資源を押さえつつ、多くの会合等に出席するための予算要求を行うこととした。 ○国際社会の平和と安定に貢献するという見地から、各国と協力して国際テロ対策に積極的に取り組む一方で、効率的な予算執行を心がけ一部の予算要求の減額を行った。 ○政策評価の結果を受け、平和構築人材育成事業については、コース内容の見直し等により、一層効率的な目標の達成を目指すとともに、国際平和協力法に基づく要員派遣及び物資協力については、一層の拡充を目指すこととした。 ○ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施するため、海上安全保障の促進に関する予算を引き続き要求している。 ○評価結果を踏まえ、現在行っている事業を着実に継続実施していく必要があるところ、安保理改革を始めとする国連改革の進展に向けた取り組みの強化、国連改革の進展に資する国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の強化、邦人職員増強に必要な予算の確保を目指す。 ○我が国の人権及び民主主義分野での外交政策に関する啓発・意見交換、国際人権・人道法の普及及び理解の増進等、ならびに政府報告の作成・提出を含む主要人権条約の履行に必要な経費を要求している。また、我が国における難民や難民認定申請者が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、難民認定者の我が国定住のための各種支援事業、難民認定申請者の生活保護等のための経費、及び平成22年度より開始している第三国定住にかかる国内における支援事業に必要な経費を要求している。 ○我が国は、核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化（2010年NPT運用検討会議に向けた取組）、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化・効率化、輸出管理体制の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っているが、今般の政策評価結果を受けて、必要な調整を行った結果が反映されている。 ○我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に取り組む上で必要な予算の増額が反映されている。 ○平成21年度に得られた成果を基に、二国間協定の作成を含む二国間での原子力協力を更に推進するため、原子力協定締結関係経費を増額要求、及び原子力協力専門員経費を新規要求した。
------------------------------	---

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国際の平和と安定に対する取組					番号	7		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	1,842,440	1,733,482	▲ 91,579
	A	2	一般	外務本省	分野別外交費	国際機関における邦人職員増強に必要な経費（成果重視事業）	13,704	12,702	
	A	3	一般	在外公館	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	45,542	25,113	▲ 1,787
	A	4							
	小計						1,901,686	1,771,297	▲ 93,366
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関における邦人職員増強に必要な経費（成果重視事業）	< 1,057,163 >	< 1,064,431 >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						<1,057,163> の内数	<1,064,431> の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
合計						1,901,686 <1,057,163> の内数	1,771,297 <1,064,431> の内数	▲ 93,366	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国際の平和と安定に対する取組					番号	7		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） (B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
元老会議開催関係経費	A	1	41,530	9,200	▲ 32,330	▲ 32,330	▲ 32,330	▲ 32,330	政策評価結果及び執行状況等をふまえ、事業内容の見直しを行ったことなどにより、予算の減額要求を行った。
国際問題研究機関育成費	A	1	418,923	407,165	▲ 11,758	▲ 12,753	▲ 12,753	0	【調査研究機関間対話・交流促進事業費等補助金】 政策評価結果等をふまえ、補助事業内容の見直しを行ったことなどにより、予算の減額要求を行った。
平和構築人材育成事業関係経費	A	1	171,167	127,177	▲ 43,990	▲ 43,990	▲ 43,990	▲ 43,990	政策評価結果及び執行状況等をふまえ、これまでの事業の成果を検証し、より効率的・効果的に事業を実施するとの観点から、事業の見直しを行ったことなどにより、予算の減額要求を行った。
原子力の平和的利用促進経費	A	1	2,506	0	▲ 2,506	▲ 2,506	▲ 2,506	▲ 2,506	政策評価及び執行状況等をふまえ、戦略的実務者招へい事業への統合を行い事業の効率的・効果的实施を図ることとなったため、予算要求は行わないこととした。
総合外交政策事務運営費	A	3	2,168	349	▲ 1,819	▲ 1,787	▲ 1,787	▲ 1,787	【中長期的な外交政策企画立案のための調査・研究】 政策評価及び執行状況等を踏まえ、本件事業については所要目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
合計						▲ 93,366	▲ 93,366	▲ 80,613	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

担当部局名：外務省総合外交政策局、

評価実施時期：平成 22 年 8 月

軍縮不拡散・科学部

政策名	国際の平和と安定に対する取組 （政策評価書〔施策レベル評価版〕175 頁、217 頁、227 頁） ※平成 23 年度要求より、政策評価の重点化・効率化を図る観点から、次の政策（評価体系）の統合を行うこととしたため、本件調書も右を踏まえ作成。 （旧政策名） ○国際の平和と安定に対する取組 ○軍備管理・軍縮・不拡散への取組 ○原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	番号	7
政策の概要	国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ－１－１ 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 Ⅱ－１－２ 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 Ⅱ－１－３ 国際平和協力の拡充、体制の整備 Ⅱ－１－４ 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 Ⅱ－１－５ 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 Ⅱ－１－６ 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 Ⅱ－１－７ 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 Ⅱ－１－８ 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 Ⅱ－１－９ 科学技術に係る国際協力の推進		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） Ⅱ－１ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－１－１ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－１－２ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－１－３ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－１－４ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－１－５ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－１－６ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－１－７ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－１－８ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－１－９ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ （必要性） 1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について 我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割が問われる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこ		

と、さらに外交政策に対する国民の一層の理解と信頼を得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話や民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において、多発する海賊は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、政府としての対応が必要な課題である。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

（１）冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連 PKO 等の要員数も増大するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連 PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているところ、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

（２）世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは、我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。アフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等を生かした取組を行う必要がある。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

（１）情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層国際的な脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と、薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。

（２）テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の３点を中心に、粘り強い努力が必要である。

（３）国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施（代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等）が必要である。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、設立後 65 年を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成 17(2005)年 9 月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成 18(2006)年 3 月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。

(2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。

(3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れを積極的に進めていく必要がある。

7. 「軍備管理・軍縮・不拡散への取組」について

大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、我が国の安全保障を担保する重要な施策の一つである。

唯一の戦争被爆国として、国民の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、我が国を含む国際社会の平和と安全の維持という形で、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。特に、「核兵器のない世界」に向けた国際的な機運が高まりを見せる昨今においては、時機に後れず核軍縮・不拡散の取組を積極的に推進していくべきである。また、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等の通常兵器については、現実には多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後の復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障のみならず、人道や開発等の観点から取組が必要である。

8. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する

国が増加しており、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献する必要がある。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。

9. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術基本法に基づく第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、平成20年5月には総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」と題した提言を行った。平成21年8月からは総合科学技術会議の下「科学技術外交戦略タスクフォース」が開催され、多様な主体と連携し、成果を経済・社会面での国益実現につなげ、広く社会に還元するための科学技術外交の強化が提言された。さらに宇宙の分野に関しては、平成21年6月に宇宙基本計画が決定され、「宇宙外交の推進」が求められており、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。

(効率性)

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、委託調査の実施や有識者・研究機関との会合の実施など、政策企画立案に資する施策、そして、大臣等による効果的なスピーチの実施や外交青書の作成など、外交政策の積極的な対外発信が進展した。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

委託調査の委託先決定に際して企画競争や見積もり合わせを行った結果、支出見込額を下回る金額で実施できた。また、外交青書作成契約について一般競争入札を実施することにより、支出額を削減することができた。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場であるARFを活用しつつ、二国間の対話及び民間レベル（トラック2）の枠組みを重層的に用いたことにより同地域の平和と安定の確保のための信頼醸成促進という観点から進展があった。

(2) ソマリア沖海賊の多発・により早期の対策が求められたのに応え、本件を所掌する海上安全保障政策室を平成21年4月に新設し、自衛隊の派遣に必要となる諸般の調整、法案の提出や国会審議等への対応、我が国としての種々の貢献策の策定といった施策を、国際社会の他、我が国関係省庁、民間企業、有識者等とも連携しながら実施した。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

前年度予算から大幅な増額はない一方で、各種会議への参加出張人数等を極力減らすなど、人的投入資源を押さえつつ、前年以上に多くの会合等への出席し、また主催するなど、前年度以上の成果があった。また、海上安全保障政策室を新設するにあたっては、必要な人員や予算等を他局等から振り替える等、経費節約のための所要の取組を行った上で実施した。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 国際平和協力に関する活動の全般については、限られた予算及び人的投入資源を効率的

に活用し、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果をあげ、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、本施策の目標を達成するために効率的な手段であり、自衛隊以外には行い得ないものである。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを一斉に揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。また、APECの枠組みで開催した「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーは、対象国から高い評価を得ているほか、実施にあたって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。加えて、「日ASEANテロ対策対話」を活用し、積極的に協議・協力し、着実に日ASEAN間のテロ対策協力の具体化を進めてきている。同対話では、日ASEAN統合基金を活用して具体的プロジェクトを動かせるなど、当該分野での地域協力を促進していく貴重な枠組みであると、ASEAN各国より高く評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでおり、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国連改革や邦人職員の増強において、それぞれ以下のような進展が見られ施策が進展した。

(1) 安保理改革

政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談の機会を捉え、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運を高めることに貢献した。

(2) 行財政改革

他の主要財政負担国との意見交換や連携を通じ、改革を推し進めた。

(3) 邦人職員の増強

「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

<無駄削減（経費節約のための取組）>

事業実施にあたっては、競争入札を実施する等により、経費節約に努めた。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

平成23(2011)年に予定されている人権理事会のレビューに向けた各種議論が活発化する中、我が国は人権理事会の「効果的・効率的」運営を確保するための議論を提起してきた。同様の観点から、例えば新たに創設予定の国連ジェンダー新機関に関し、その具体化に向けた協議の中で、我が国として「効果的・効率的」運営の重要性を繰り返し主張した。

さらに、人道支援の観点からは、特に難民認定申請者への支援について、近年の申請者数の急増傾向を踏まえ、保護費支給の審査に係る優先順位を設ける等、適切な支援の実施に努めた。

このように、限られた予算や人的投入資源が効果的・効率的に使用されるよう努め、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

日 EU 人権対話をテレビ会議方式により実施することにより、職員の出張に係る経費を削減した。

7. 「軍備管理・軍縮・不拡散への取組」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「評価結果」に列挙したような軍縮・不拡散体制の維持・強化に資する進展が見られた。このように、投入資源量に見合った、あるいはそれを上回る成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

8. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、放射性物質輸送に関する関係国との意見調整、二国間原子力協定交渉の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

対面での交渉及び対話を通じて構築した相手国担当者との信頼関係に基づき、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議や、他の国際会議への出張の機会を利用して協議を実施する等により、緊密な対話を継続し、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。

9. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力は、実際の協力案件を実施する主要機関である独立行政法人等の関係団体を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きい。このため、「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、各府省庁・団体で作業が重複しないように役割分担をするなど、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、外交面で取り組むべき側面に集中特化した。これにより、より綿密な対外調整や対処方針の策定等が可能となり、二国間協力における新たなプロジェクトの発掘等の点で施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内タスクフォースや個別の会合などを通じて意思疎通を緊密にはかることによって、関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

在外における複数の合同委員会を連続して開催するよう関係国と調整したり、複数の国で行われる国際会議に一回の出張で出席するなど、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた

（有効性）

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策が関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること）を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必

要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国民の理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要である。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、当面の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及び P-3C 哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効であり、諸外国からも高い評価を得ている。これに加え、周辺国の海上保安能力の向上、さらには不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組が、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決のために重要な施策である。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 国際平和協力法に基づく国連 PKO 等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。

平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的は達成されている。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のアフガニスタン情勢等にかんがみれば、補給支援特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することは、一定の成果があった。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、金融活動作業部会（FATF）等の国際枠組みに積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金洗浄対策等の分野で隙のない国際体制作りに貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連 13 条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組みを整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りに資する。また、FATF 等による相互審査や技術協力等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

(2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。

(3) 麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産（送り出し）、中継、需要（受入）国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被

害の減少・緩和に役立つ。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成に努める。また、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。そもそも、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人 → 平成22年：736人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

（1）我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。他方で、各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する必要もある。

（2）そのため、我が国としては、国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。

（3）国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（女性、障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うこと、個人通報制度の受入れの是非について検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。

（4）条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、また既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献等の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、我が国としても国際的な難民問題に積極的に対応していく上で有効である。

7. 「軍備管理・軍縮・不拡散への取組」について

軍備管理・軍縮・不拡散の取組を通して我が国、更には国際社会の平和と安全を維持するためには、目標や達成手段を共有して国際社会が協調的に施策に取り組むことが重要である。

例えば、一国が軍備管理や軍縮の取組に反して軍備拡張的な防衛政策をとり、あるいは、一国が不拡散の取組に反して拡散懸念国に大量破壊兵器等やその関連物資を提供したとすれば、かかる目的は全く達成されないことが容易に推察できることから分かるように、軍備管理・軍縮・不拡散の取組は二国間ないし多国間の協調的行動があって初めて有効となるものであり、施策に掲げる国際的な枠組みに沿った取組を行うことは、数少ない有効な手段と言える。

8. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進する上で有効である。また、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。

9. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約し、国際的に科学技術協力の成果・リスク・コストを共有することが重要である。外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。またこうした取組を通じて我が国の科学技術力が確保されるだけでなく、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、これを我が国の外交ツール・ソフトパワーとして活用することは、我が国の国益増進にも資する。

(反映の方向性)

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き継続し、強化に努めていく。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化、予防外交への取組促進、及び ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル（トラック2）の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し（国際機関への拠出も含む）、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

（1）平和の維持及び構築に向け、より積極的な役割を果たすべく、国連 PKO 等への更なる人的・物的貢献について検討していく。

（2）我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進していく。

（3）補給支援特措法の失効に伴い、平成 22 年 1 月 15 日をもって補給支援活動は終了したが、引き続き、国際社会によるテロ対策の枠組みに積極的・主体的に貢献していく。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、実効性のある人権理事会の形成に向けて積極的に議論に参加する。

また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を引き続き支援していく。「ハンセン病差別撤廃決議」に基づくガイドライン作成作業に協力するとともに、ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

(2) 人権状況に深刻な問題がある国については、(国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、)二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

(3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約(仮称)等の人権条約の早期締結に向けた取組を行うほか、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣に検討を行う。

(4) 難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる、平成 22(2010)年度から 3 年間のパイロットケースとして実施する第三国定住による難民の受入れを然るべく実施する。

7. 「軍備管理・軍縮・不拡散への取組」について

軍備管理・軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

8. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

我が国原子力政策を推進し、また、原子力先進国として国際的課題に貢献するための施策を引き続き実施し、推進する。

9. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

関係府省庁、省内関係課室とも連携しつつ、引き続き、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に取り組む。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(目標の達成状況)

[目標] 国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること。

本政策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

外部有識者・研究機関との連携については、その時々に応じた重要な課題に関する委託研究や研究会の実施などを通じて、外部有識者や研究機関等との積極的な連携強化と、その知見の活用が図られた。対外発信の面では、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成・発刊のほか、大臣等による政策スピーチを積極的に活用した外交政策の対外発信を一貫性をもって効果的に実施することができた。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

我が国は、第 16 回 ARF 閣僚会合を始めほぼすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジ

ア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

平成 21 年 3 月に海上警備行動が発令されことを受け、同月末からソマリア沖・アデン湾を航行する船舶に対する海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及び 6 月から P-3C 哨戒機による警戒監視活動等が開始され、同海域を航行する日本関係船舶の安全が向上した。また同月には、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（海賊対処法）」が成立し、7 月に施行され、船籍国等を問わずすべての船舶に対する護衛が可能となった他、海賊行為の定義・犯罪化を行う等の法整備がなされた。また、ソマリア周辺国に対する海上保安能力向上支援に関して、我が国の主導によって国際海事機関にマルチドナー基金が設立された他、本件に関する国際協力メカニズムであるソマリア沖コンタクトグループ会合の第 4 回会合の議長国として国際社会の議論を主導した等、ソマリア海賊問題解決に向けた多層的な取組を着実に実施している。これらの諸施策の結果、海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処する（法的枠組みの整備を含む）という小目標の達成に向けて相当な進展があったと言える。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

（１）我が国は、国際平和協力法に基づき、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（ゴラン高原）への司令部要員及び輸送部隊の派遣、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）への軍事監視要員の派遣及び国連スーダン・ミッション（UNMIS）への司令部要員の派遣に加え、新たに国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に司令部要員及び施設部隊を派遣した。また、我が国は、医療、輸送、保管、通信等の後方支援能力を有する自衛隊の部隊を提供する用意がある旨を国連待機制度に登録した。さらに、物資協力として、スリランカの被災民を支援している国際移住機関（IOM）の活動に協力するため、テント、スリーピングマット、ビニールシート等の物資を提供した。このように我が国は、平成 20 年度に引き続き平成 21 年度においても、国際平和協力法に基づく積極的な貢献を果たし、また、その基盤を整備・強化することができた。

（２）外務省は、平成 19 年 9 月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」をコースの新設等で拡充し、日本及びアジアの文民約 110 名を育成した。本事業の修了生は世界各地の平和構築の現場で活躍している。

（３）海上自衛隊は、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事している諸外国の軍隊等の艦船に対し艦船用燃料等の洋上補給（補給支援活動）を行った。海上阻止活動の下で行われるテロリストや麻薬等の海上移動の阻止・抑止は、アフガニスタン国内のテロリストの移動並びに物資及び資金の調達を含む行動の自由を制限することに一定の効果を有するものであり、このような海上阻止活動を下支えする補給支援活動には一定の成果があった。一方、補給支援活動が一時期に比べて減少してきたことに伴い、同活動の意味合いが小さくなってきていた面もある。なお、補給支援活動はその根拠法たる補給支援特措法の失効に伴い、平成 22 年 1 月 15 日をもって終了した。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

以下に示すとおり、平成 21 年度、本件施策ではいくつかの具体的な成果があり、小目標の達成に向けて進展があった。

（１）国連、G 8、アジア欧州会合（ASEM）等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画、多国間・二国間協議の実施や人身取引対策政府協議調査団の派遣等により、法執行の強化、テロ資金、麻薬、人身取引対策、航空保安等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い、国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。

(2) 平成 21 (2009) 年より APEC テロ対策タスクフォース (CTTC) 議長を務めており (任期 2 年間), 平成 21 年度においては 2 回の会合をリードした。また, 平成 22 (2010) 年は APEC 議長エコノミーであることと併せ, シンガポールと共同で「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーを東京で開催した (3 月)。海上貿易保全におけるテロの脅威や脆弱性につき認識を共有するとともに, 各エコノミーが対処すべき各種事項を特定した点等で成果を挙げた。

(3) (イ) 国際テロ対策の分野では, ODA を活用しつつ, 資金面での援助 (テロ対策等治安無償等) を行うとともに, 各種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入, 専門家の派遣等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。国際組織犯罪の分野では, 東南アジア諸国及びアフガニスタンを中心に, 腐敗対策をはじめとする国際組織犯罪関連の条約締結を促進するためのセミナーの実施, 麻薬及び人身取引対策事業等を支援した。

(ロ) また, 国内対策について, 特に, 人身取引分野では, 犯罪対策閣僚会議の下で, 「人身取引対策行動計画 2009」を改定するにあたって, 必要な国内施策についての提案を積極的に行い, 国内対策の強化に貢献した。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現」について

我が国は, 昭和 20 (1945) 年に設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため, 我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組により, 平成 21 (2009) 年 2 月から, 国連総会非公式本会議で政府間交渉が開始され, 改革の実現に向け, 引き続き議論が行われている。また, 我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため, 平成 21 年 1 月から 2 年間, 加盟国中最多となる 10 回目の安保理非常任理事国の任期を務めており, 北朝鮮, イランの核問題, アフガニスタンなど, 国際の平和と安全の維持にかかわる議論に力を発揮している。

平和構築委員会では, 平成 19 年 6 月から約 1 年半務めてきた同委員会の議長職を, 平成 21 (2009) 年 1 月にチリに引き継いだ後も, 組織委員会メンバーとしてこれまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し, 対象国 (ブルンジ, シエラレオネ, ギニアビサウ及び中央アフリカ共和国) における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとってきている。

邦人職員の増強に関し, 成果重視事業としての当初の目標 (平成 21 年 1 月までの 5 年間で 10% 増 (→671 名)) は平成 17 年度中に達成しているが, 施策の目標は中長期的なものであり, 今後も継続する。今後は, 平成 21 年 1 月から平成 26 年 1 月までの 5 年間で, 国連等国際機関における邦人職員数を 15% 増加し 814 名とすることを新たな事業目標として設定した。なお, 平成 21 年度の具体的な成果は以下のとおり。

(1) 「国際社会協力人材バンクシステム」(外務省国際機関人事センターHP を中心に, オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム) における各種サービス利用者が増加傾向にある。

(2) 国連等国際機関における邦人職員数 (各年 1 月 1 日現在) が増加傾向にあり, 平成 22 年には, 736 人に達している。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

我が国は, 人権理事会の創設 (平成 18 (2006) 年) 以来の理事国として, 国連の各種人権フォーラムの議論への参加や二国間の対話等を積極的に行い, 各国・地域の人権状況等の改善に向け取り組んだ。その結果, 具体的には以下のような進展が見られた。

(1) 多国間場裡

北朝鮮の人権状況について、拉致問題を含め各種問題を提起（例：国連総会本会議及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議案の提案及び同決議案の採択（賛成票数及び賛成・反対票差ともに前年度を上回る結果）、普遍的・定期的レビュー（UPR）北朝鮮審査への参加等）。

また、カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進（例：人権理事会におけるカンボジア人権状況決議案の提案及び同決議案の採択（全会一致）。）

上記に加え、分野別の取組を推進（例：国連の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金を支援。人権理事会におけるハンセン病差別撤廃決議案の提案及び同決議案の採択（全会一致）。国連ジェンダー新機関の創設に向け、効果的・効率的運営の観点から議論に貢献）。

(2) 二国間関係

日中人権対話を実施。その他、ミャンマーやカンボジア等に対し、首脳・外相を含むハイレベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。

(3) 主要人権条約の履行

人権諸条約（女子差別撤廃条約及び人種差別撤廃条約）に係る政府報告審査への参加及び我が国政府報告（社会権規約政府報告等）の提出。

人権諸条約の実施に係る政策の推進（例：強制失踪条約を批准、「児童の権利条約に関するシンポジウム」の開催、障害者権利条約（仮称）の早期締結に向けた検討、個人通報制度の受入れの是非についての検討等）。

(4) 人道分野（難民等への支援）

条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施。また、国際貢献等の観点から平成 22 (2010) 年度より新たに開始予定の第三国定住による難民受入れに向けた準備を実施。

7. 「軍備管理・軍縮・不拡散への取組」について

2010 年 NPT 運用検討会議第 3 回準備委員会での運用検討会議における議題等の手続事項の合意、国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）報告書の日豪首脳への提出、日豪両政府による「2010 年 NPT 運用検討会議に向けた実践的核軍縮・不拡散措置の新しいパッケージ」の NPT 運用検討会議への提出、NPT、CTBT、BWC、CWC、IAEA 追加議定書等の軍縮・不拡散関連の国際的枠組みの普遍化に向けた努力、安保理決議第 1874 号、第 1887 号等の関連国連安保理決議の採択、国際輸出管理レジームにおけるリスト規制の強化、我が国によるクラスター弾に関する条約の締結、小型武器及び武器貿易条約（ATT）構想に係る国連総会決議の採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトの着実な進展等、具体的な成果があり、目標の達成に向けて進展した。

8. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

以下に詳述するように、平成 21 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて進展があった。

二国間協定の締結に向けた交渉の実施・そのための国内調整の実施、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進への貢献、G8 北海道洞爺湖サミットにおける我が国の提案による「原子力平和利用に関する 3S イニシアティブ」（正式名称：3S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）に立脚した原子力基盤整備に関する国際イニシアティブ）のフォローアップ等を中心に進展があった。

9. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

以下に示すとおり、本施策の小目標達成に向けた各種取組が着実に進展した。

(1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行ったほか、平成 15 年より交渉してきた EU やニュージーランドとの間で科学技術協力協定の署名に至った。

(2) イーター（国際熱核融合実験炉）機構設立協定、ブローダー・アプローチ（より広範な取組を通じた活動）協定等の関連諸協定の下で、準ホスト国として水戸で理事会を開催するなどの活動を支援した。

(3) 米、EU 等他与国際科学技術センター（ISTC）について協調し、支援を継続した。

(4) 宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地（ISS）計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。

(5) 平成 20 年度に設置した科学技術外交ネットワーク（STDN）を通じ、本邦での関係府省・機関による連絡会や、在外の科学技術関係機関の現地連絡会を定期的を開催したほか、在外公館と本省との間で情報交換の活性化に努めるなど、本施策を推進する上での基盤・体制の一層の強化を図った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	鳩山総理の第 64 回国連総会一般討論演説	平成 21 年 9 月 24 日	「私は国際連合がまさに「架け橋」の外交の表現の場であることを、列席の皆さま方に思い起こしていただきたいと思います。 国際の平和と安全、開発、環境などの諸問題の解決にあたり、国連の果たす役割には極めて大きいものがあります。私は、国連をもっと活かしたいし、国連全体の実効性と効率性を高めたいとも思います。 日本は国連、中でも安全保障理事会において、様々な国の間の「架け橋」として、より大きな役割を果たすことができる、と私は確信しています。安全保障理事会の常任・非常任理事国の議席の拡大と日本の常任理事国入りを目指し、そのための安保理改革に関する政府間交渉に積極的に取り組んでまいります。」

鳩山総理によるアジア政策講演	平成 21 年 11 月 15 日	我々は海賊対策でもっと協力することができます。マラッカ海峡を含む東南アジアで実施されている域内の協力は多くの国にとってモデルとなっており、これを他の地域に拡大してはどうでしょう。また、ソマリア沖では、日・米・中・韓・豪・印・マレーシア・シンガポールなど、多くのアジア太平洋諸国が海賊対処活動に従事しています。この方面でも、我々はいっしょに連携できるはずです。
鳩山総理大臣施政方針演説（第 174 回国会）	平成 22 年 1 月 29 日	差別や偏見とは無縁に、人権が守られ基礎的な教育が受けられる、そんな暮らしを、国際社会の責任として、すべての子どもたちに保障していかなければなりません。 ・アフリカをはじめとする発展途上国で飢餓や貧困にあえぐ人々。イラクやアフガニスタンで故郷に戻れない生活を余儀なくされる難民の人々。国際的テロで犠牲になった人々。自然災害で住む家を失った人々。こうした人々のいのちを救うために、日本に何ができるのか、そして何が求められているのか。今回のハイチ地震の惨禍に対し、わが国は、国連ハイチ安定化ミッションへの自衛隊の派遣と約七千万ドルにのぼる緊急・復興支援を表明しました。 地震、台風、津波などの自然災害は、アジアの人々が直面している最大の脅威のひとつです。過去の教訓を正しく伝え、次の災害に備える防災文化を日本は培ってきました。これをアジア全域に普及させるため、日本の経験や知識を活用した人材育成に力を入れてまいります。
第 174 国会における岡田外務大臣の外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	日本が積極的に行動し、構想を示すこと、それによって世界の期待に応えることが求められています。

日本は国連を重視し、積極的に活用し、その実効性と効率性を高めることに貢献してまいります。そのためにも、日本の常任理事国入りを含む安全保障理事会改革の早期実現に取り組みます。

・まず冒頭、先にハイチで発生した地震において犠牲となった方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災者の方々にお見舞いを申し上げます。我が国としては、これまでに国際緊急援助隊による医療活動などの緊急支援を行っているほか、総額約7,000万ドルに及ぶ緊急・復興支援や国連平和維持活動（PKO）への参加意思も表明したところではあります。

・国連平和維持活動については、カンボジアや東ティモールなどでのすばらしい実績があるものの、最近の日本の貢献は十分な水準であるとは言えません。平和の維持及び構築に向け、より積極的な役割を果たすべく、冒頭述べましたハイチのミッションに加えて、更なる貢献について検討してまいります。

アジア太平洋地域における外交を積極的に推進し、この地域と一体で、共に成長し、繁栄していくことを目指します。

基本的価値を共有する欧州は、グローバルな課題への対応や、政治・経済いずれにおいても、日本にとって重要なパートナーです。統合を深める欧州連合（EU）や、欧州各国との連携を深めるべく、外相間でも密接に連携してまいります。

アフガニスタンとパキスタンの安定は、国際社会全体にとって最重要課題の一つであり、私も自ら現地を訪問するなど、力を入れて取り組んでまいりました。アフガニスタンについては、今後とも国際社会と連携

		しつつ、アフガニスタン自身の治安能力の向上、元タリバーン兵士の再統合、同国の持続的・自立的発展のための支援を柱として、おおむね5年間で最大約50億ドル程度までの規模の支援を行います。 海洋国家・貿易国家である日本にとって、海上航行の安全確保は極めて重要な課題です。自衛隊による海賊対処行動やソマリア及び周辺国への支援は、日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保の観点から重要な役割を果たしており、この活動を継続してまいります。 テロリズムは我が国国民やその経済活動にとって脅威であり、その原因の一つとなっている貧困の問題や国家の再建支援に力を入れてまいります。イエメン・ソマリア・スーダンなどの平和と安定に貢献します。 本年は、核セキュリティ・サミットや核不拡散条約(NPT)運用検討会議が予定され、「核兵器のない世界」に向けて重要な1年となります。米露両国による新たな核軍縮条約の早期締結を強く期待します。NPT運用検討会議では、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用それぞれの分野において、前向きな合意を達成できるよう、リーダーシップを発揮します。
新成長戦略（基本方針）	平成 21 年 12 月 30 日	国際共同研究の推進や途上国への科学・技術協力など、科学・技術外交を推進する。